

# これで「未来への投資」と呼べるのか

「児童手当」から「子ども手当」、さらには「子どものための手当」へ。「未来への投資」を掲げる民主党政権の子育て支援は、迷子状態に陥った。

## ヨチヨチ歩きの40年

1971年「児童手当法」が制定され翌年度から施行された。第3子から4歳まで月額3000円のささやかなスタートであった。被用者向けは主に企業拠出金、自営業者向けは公費で賄う。

その後、対象児童は1985年度まで第3子以降に限定され、支給額も原則5000円で長らく据え置かれた。対象児童数は少なく、支給期間が短く、支給額も低い冷遇が続く。

社会保障制度は雇用保険や年金制度のように収入の激減・途絶を支える役割と、児童手当に代表される支出の増大を補う役割に大別される。日本では、後者を置き去りにした歩みではなかったか。たしかに16歳未満に対する「年少扶養控除」で子育て世帯の負担軽減策を図ったものの、高所得者ほど高い控除額で減税効果は大きく、逆に中間所得層以下への恩恵は小さかった（非課税世帯は効果ゼロ）。

## 国際標準の「子ども手当」

急速な少子化、子育て費用の高騰、所得格差の拡大等を背景に対象は就学前（2000年度）、小学3年（04年

度）、同6年（06年度）と拡大された。しかし、英国やスウェーデン（16歳未満）、ドイツ（18歳未満）、フランス（20歳未満）等には及ばない。支給額は円換算1〜2万円が当たり前で、所得制限を設ける国も見あたらない。

民主党政権が打ち出した「子ども手当」は画期的だが、主要先進国並みに追いつく試みでもある。

2010年度発足の「子ども手当」は、中学生まで対象を広げ、子の順位に関係なく1.3万円支給（マネフェストの2.6万円の半額）、所得制限なし、給付総額2.7兆円。その代わり「年少扶養控除」は廃止された（所得税分11年度、住民税分12年度実施）。とくに所得制限の撤廃は賛否が分かれた「扶養親族ゼロで年収652・

「児童手当」と「子ども手当」と「子どものための手当」の比較

	対象児童	支給月額	所得制限	受取人	
2009年度 児童手当	0歳～小学生	3歳未満 一律 1万円 3歳～小学生 1、2子 5000円 3子以降 1万円	総額 1兆円	あり	主たる 生計維持者 (ほとんど父親)
2010～11年度前半 子ども手当	0歳～中学生	一律 1.3万円	総額 2.7兆円	なし	主たる 生計維持者 (ほとんど父親)
↓					
2011年度後半～ 「子どものための手当」 (民主党案)	0歳～中学生	3歳未満 一律 1.5万円 3歳～小学生 1、2子 1万円 3子以降 1.5万円 中学生 一律 1万円 ※「年少扶養控除」は廃止	総額 2.3兆円	あり (2012年 6月分から)	同居の親 (父親、母親ら)

5万円(被用者は733・3万円)同3人で780万円(同860万円)等)。「むしろ保育所増設」などの意見は、多くの待機児童を抱える現状では無理もない。

ただし、所得の高低を問わず子育て費用はかかり、社会全体で支える理念から、どの国も所得制限は設けていない。扶養親族数には共働きの母親や母子家庭の働く母親は含まれず、専業主婦の母親は含まれ公平さに欠ける。前年実績で所得の高低を判断するため、現在は失業、倒産等でも手当は出ない。これら理念と実務問題は周知の事実とは言い難い。

### 先進国最低レベルへ逆戻りか

もともと「子ども手当」は財源確保策なしに見切り発車され、たちまち行き詰まる。保育サービス拡充の優先論や所得制限設定の攻勢にも押され、民主党と自民、公明党の三党合意が成立した(11年8月)。基本的には「児童手当」の復活である(表参照)。

対象は中学生まで維持されたが、3歳～小学生の第1子、第2子と中学生は減額された。所得制限は12年6月分から再設定される。「年少扶養控除」廃止の影響で高所得世帯(夫婦と子2人世帯で年収960万円以上)は差し引き負担増になる。このため

一律月額5000円を支給する、という。

給付総額は2・3兆円と見込まれ、「子ども手当」より5000億円の縮小。「児童手当」時代に比べれば1・3兆円の増額だが、年少扶養控除の廃止で税収は推定1・1兆円増とみられ、高所得世帯の負担軽減費を含めても差し引き2000億円程度の増加にとどまる。

この法案で提出され、成立しない場合は日切れ法案のため4月から旧「児童手当」に逆戻りする。

わずかに評価されるのは、手当の支払い先を「主たる生計維持者」(ほとんど夫)から「同居の親」に改めることだ。別居中等でも夫へ支払う男社会の旧習、母国に子どもを残す外国人居住者にも手当を渡す矛盾は解消される。

「政治」が学んだのは、その程度かと皮肉りたくもなる。

#### ■宮武剛(みやたけこう)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社、論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。近刊に『現代の社会福祉 100の論点』(監修、共著、全国社会福祉協議会刊)。